

## 「第 15 回独立行政法人農畜産業振興機構評価委員会」議事録要旨

1. 日時：平成 29 年 6 月 1 日（木）  
午前 9 時 00 分から午前 11 時 10 分まで
2. 場所：独立行政法人農畜産業振興機構 北館 6 階大会議室
3. 議題：（1） 第 14 回評価委員会におけるご意見等への対応状況について  
（2） 平成 28 年度業務実績について  
（3） 第 3 期中期目標期間に見込まれる業務実績について  
（4） その他
4. 出席委員：春日委員、加藤委員、北井委員、庄司委員、関委員、廣岡委員、藤島委員、増田委員
5. 農林水産省出席者：生産局総務課機構班：金澤課長補佐、古賀係長、生産局畜産企画課：富澤調査官、調整班 氏里課長補佐、岡田係長、生産局園芸作物課：価格班 千葉係長、政策統括官付地域作物課：加工第 1 班 内村課長補佐、神園係員
6. 役職員出席者：宮坂理事長、近藤副理事長、薄井総括理事、小林総括理事、幸田理事、安井理事、神宮理事、石井理事、渡部監事、伊藤監事ほか
7. 開会、理事長挨拶等  
樋口企画調整部長が開会を宣言した。  
次に、宮坂理事長が挨拶し、今回の委員会で初めて審議する見込評価の位置付け、最近の機構業務をめぐる情勢及び平成 28 年度における業務の概要等について説明した。  
藤島委員長は、委員会の終了後、委員の了承を得た上で、ホームページに委員会の議事録要旨を公開したい旨を提案し、各委員の了解を得た。
8. 議事  
幸田理事から議題（1）の「第 14 回評価委員会におけるご意見等への対応

状況について」、(2)の「平成28年度業務実績について」及び(3)「第3期中期目標期間に見込まれる業務実績について」を、資料に基づいて説明し、質疑応答を行った。

<質疑応答>

[議題(1) 第14回評価委員会におけるご意見等への対応状況について]

(春日委員)

セルリーとセロリの併記については、迅速な対応に感謝するが、ホームページ上の消費者コーナーや「消費者の皆様へ」のコーナーでは、セルリーだけの単独表記となっている。これらについても「セルリー(セロリ)」と併記をお願いしたい。

[議題(2) 平成28年度業務実績について]

○第1 業務運営の効率化に関する事項

(関委員)

一般管理費について、前年度比で3%ずつ削減というのは大変厳しい数字ではないかと思われるが、主にどのような工夫によりこれを達成してきたのか。併せて、今後の一般管理費の削減について、どのように見込んでいるのか聞きたい。また、この3%という数字は、総務省等からのガイドラインのようなものによるものなのか。

(宮坂理事長)

一般管理費については、人件費を除いているものの、予算的に毎年度3%ずつ機械的に減らしてきているところ。以前は、全体として予算と決算に隙間があったが、それもだんだんと少なくなっている。

削減のための具体的な対応については、主に競争入札等の実施や物品を耐用年数ギリギリまで、場合によっては同年数を超えても使えるものは使うなどを行っている。

また、3%という数字については、農林水産省所管の各独法一律であるが、他の独法では、一般管理費のうち人件費だけでなく特殊要因、例えばシステムの改修等に係る経費を除いた部分に3%の削減率を掛けている。当機構も近年、情報セキュリティ関連の経費が増加していることから、同様に特殊要因に係る経費を削減の対象から除いてもらい、その他の経費については、引き続き競争入札等によりきちんと取り組むこととしたい。平成30年度からの次期中期目標においては、そのようにできないか現在議論を開始しているところ。

(廣岡委員)

肉用牛生産の新規参入等を支援する事業に係る事後評価について、投資効率が1以下となった理由に雌子牛を保留したことが挙げられているが、近ご

ろの子牛相場等を考慮すると、雌の割合が多いことは非常に良いことであり、この生産者も新規参入者であるから将来を見据えて雌子牛を保留したものと思われる。逆に言えば、評価を考え、ビジネスを考えず雌子牛を売却すれば1を超えられたはず。したがって、事故率の問題は確かにあるかも知れないが、雌子牛を保留したという理由で「c」評定というのは、ある意味評価指標がアンフェアではないかという気がする。評価指標としては、単に投資効率だけではなく、もう少し工夫が必要だと思う。

(安井理事)

実は、この事業については、27年度から農林水産省に移管しており、機構は、26年度までに実施した分について、現在フォローアップを行っているところ。この事業については、販売頭数、所得を重視して評価を行っており、決まった方式で行わざるを得ないということでご理解いただきたい。ただ、ご指摘いただいたとおり、この農家では、当初5年目で22頭としていた保留頭数を29頭まで増やしているため、仮に6年目に評価を実施すれば当然良い経営だったと思われる。今後も、対象農家に対する現地調査等を引き続き実施し、ノウハウの蓄積に努めてまいりたい。

## ○第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(北井委員)

情報収集提供業務に係る中国農業大学との委託契約について、本契約と後段に記載のある学術研究委託調査は違う事業か。

(小林総括理事)

全く別のものであり、中国農業大学との委託契約については、100万円程度の予算で、双方で協議して決定したテーマに沿って4本のレポートを先方の教授に提出いただくこととなっている。

また、学術研究委託調査については、国内向けであり、主に大学の先生方に応募してもらって、研究的な側面のレポートをお願いしている事業である。

(北井委員)

いずれにしても、情報提供内容について必要な改善を行うという趣旨から、中国あるいは国内の有識者からの情報収集に係る事業を拡充したということだと理解した。

(藤島委員長)

中国についての情報を得ることは非常に重要だと理解。現在、野菜に限らず果実もそうだが、東南アジアなどではほとんど中国産が出回っているような状況なので、日本のものを輸出する場合、中国の輸出量や輸出先などの情報が必要になると思う。今回の中国農業大学との委託調査でそのような情報はある程度明らかになるのか。

(小林総括理事)

今回、我々が中国農業大学と契約した委託調査については、どちらかというと数字を一生懸命取りまとめるというよりは、中国の施策や生産現場の動

向を分析して将来を見通すといった内容のレポートが中心となっている。特に、中国で劇的に変化しているトウモロコシの施策について去年調査を実施したが、これは日経産業新聞などでもそのまま引用されるなど反響があった。ご指摘のあった中国における野菜や果実の実態については、どちらかというところとコンサルタント会社を活用し、テーマを決めて情報を把握するという別の手段で行っているところ。

(廣岡委員)

広い中国の中で、あえて中国農業大学を指定した根拠は何か。中国は広い国であるため、どこをパートナーにするかによって下手をすると大変間違った情報を掴まされる可能性もあると思うので聞きたい。

(小林総括理事)

中国農業大学を選んだ理由としては、まず、中央政府と太いパイプを持っていることが挙げられる。これにより、我々にとって重要な情報である中央政府の政策の動向把握や、中国国内における機構職員による現地調査がよりスムーズに行えるようになるといったメリットがある。その他、中国農業大学には地方にも複数の出先機関を持っていることも選んだ理由の1つである。

(増田委員)

緊急対策について、野菜関係では実績はなかったということだが、去年の台風による北海道のジャガイモの被害については、機構の仕組みの中では余り関係がなかったということか。また、機構が配布している広報誌、情報誌について、一般の消費者への配布の有無、また、どのような方がどれ程、インターネット等どのような形で見ているのか現状を聞きたい。

(石井理事)

去年の台風及びその後の長雨による北海道の被害に係る復興支援事業については、野菜の場合は農林水産省の方で実施している。機構では、実施している補助事業等において、被害により交付申請が遅れる、当初計画していた数量の達成が困難といった事業者の非によらない原因で発生するものについて、期限を過ぎても受理する等の運用面での緩和措置を行ったところ。

(幸田理事)

広報誌は一般消費者向けであり、主な配布先は消費者団体の方や各研究機関である。

(小林総括理事)

情報誌は、畜産、野菜、砂糖・でん粉と3つの月刊誌を毎月発刊している。これらはどちらかと言えば専門誌としての役割を果たしており、これらの農畜産物の生産、需給、行政に携わる方をターゲットとしている。例えば畜産では、一番多いのは国及び地方行政、次に加工・流通、続いて生産に関わる方々である。消費者の方にも一部配布しているが、割合で言えば2%ほどである。

(増田委員)

広報誌は、消費者団体に配布しているとのことだが、最終的にその末端である消費者が見る機会はあるのか。要は広報誌に載せた記事に対して、一般消費者からの反響や感想など何か手ごたえを感じるようなことはあるのか。また、

それらを踏まえて一般消費者への情報提供の在り方について考えがあればお聞きしたい。

(幸田理事)

消費者団体へ配布した広報誌については、その傘下の団体あるいは消費者団体に来ていただいている消費者の方がご覧になることはあると思う。また、図書館等へも配布しているので、そこで消費者の方がご覧になることもあると思うが、いったいどの程度の方にお読みいただいているかというのは、ちょっと分からない。ただ、フィードバックを得るためのアンケートは実施しており、アンケートの結果を踏まえて内容の充実を図っているところ。また、一般消費者への情報提供の在り方については、個人に配布するという事はなかなか難しいので、食育イベントで広報誌を紹介したり、機構のホームページに広報誌をそのまま掲載するなど、幅広く浸透するよう努力をしているところ。

(庄司委員)

私は、消費者団体の1メンバーとして今回参加しているが、正直に言うと消費科学センターに入る前は、こういった情報誌があることを知らなかった。消費者の一員である我々が身近な人に伝えていくというのも一つの手段かと思うが、それではなかなか広まっていけないと思う。機構が、ホームページなどいろいろな方法で努力しているのは評価するが、それは受け身のような気がする。積極的な人は検索などして機構のホームページにたどり着くだろうが、一般の人はそこまでたどり着けないのではないか。

普及のための一つの手段として、大学では、カリキュラムの中に「総合演習」という、その大学が独自に実施できる科目があり、その中で外部から講師をお呼びして、その分野の専門的なお話をさせていただくようなことをしている。このような出前授業のような場で、機構職員が機構の役割である農畜産物の安定供給について講師をしていただくことは可能か。例えば、私も以前携わってきた栄養学の分野では、食料の栄養については詳しい方はいるが、食料の流通については良く分っていない部分があるので、機構が実施する農畜産物の安定供給等について伝えられれば良いと思う。また、栄養士の養成に関係する先生方は緊密な関係にあり、良い内容の授業であれば噂は広まり、他の大学からの依頼も増え、機構の情報発信にも役立つものと思料。

もしそういった出前授業が可能であれば、きっかけ作りのお手伝いをできると思う。

(藤島委員長)

ご提案のあった出前授業について、機構で実施できる出前授業のメニューを作成し、大学に配布しても良いのではないかと。また、授業の講師には機構の職員その他、情報誌に寄稿している有識者の方も含めると、より一層大学側の選択肢が広がり、申し込む可能性が高くなるのではないかと。検討いただきたい。

(小林総括理事)

機構の得意分野は世界の農畜産物の需給であるので、こういったことを意識しつつ内容を確認しながら、可能な範囲でチャンスを拡大していきたい。

(廣岡委員)

今の質疑に関連して、昨年の情報誌 11 月号に世界の牛肉需要と牛肉、牛肉産業の状況という記事があったが、これは非常に良い記事で、大学の学生にも読むように言っている。やはり、基本的には良いものを作ってホームページ等で情報発信していくといったことが重要だと思う。それに併せて、先ほど話のあったような出前授業を行えば、首都圏だけでもインパクトは大きいのではないかと。

○第 3 予算、収支計画及び資金計画 ～ 第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

特に意見なし。

[議題 (3) 第 3 期中期目標期間に見込まれる業務実績について]

○第 1 業務運営の効率化に関する事項

(北井委員)

理事数の検証について、現中期目標において業務運営に真に必要な最小限の理事の数について検証の上、結論を得るとあるが、これはそもそもどこから出てきた話なのか。というのは、他の独法はもう少し理事の数が少ないように思う。私は厚生労働省出身なので、労働行政の中では一番大きな独立行政法人について調べてみたところ、理事の数は理事長、理事長代理を含め計 6 名だった。先ほどの説明をお聞きして理事の数が多すぎるとは直ちに言うことはできないが、少なくするという結論が決まっているように感じたので、まず教えていただきたい。

(宮坂理事長)

平成 22、23 年頃に独立行政法人全体の見直しに係る議論があり、その過程で各法人の洗い出しがあった。この中で、総務省との間で理事の数に係る議論がなされ、その結果こういう形で現行中期目標に記載されたということである。

私は平成 27 年 10 月に就任したが、最初にこの目標を読んだ際に、既に結論があり、モラトリアムの 5 年間なのか、そうでないのか確認を行った。結果としては、結論ありきではなく、厳粛に検証してその結果を機構が評価すれば良いとのことだった。最終的には、機構が評価した後に、農林水産省がそれを受けて組織、業務全般に係る見直しにおいてどのように記載するかということになる。ただ、当機構の特性については十分加味して検討いただく必要があるのではないかと考えている。

(北井委員)

検証結果には、6 つのセグメントそれぞれに 1 人ずつ、計 6 人の理事が必要とあるが、現状の理事の業務分担を見ると必ずしもセグメント毎とはなっ

ていない。あえて厳しい議論をすると、現状においてもそのようになっていないのだから2つのセグメントを1人の理事で担当できないのか、という質問等があった場合、どのように回答するのか。

(宮坂理事長)

ご指摘のとおり、平成27年4月に施行された改正独立行政法人通則法の考え方によれば、セグメント毎に理事を整理することとなっているが、この法律の施行時点で、中期目標期間の途中にある独立行政法人については、次期中期目標まで猶予期間が与えられているところ。当機構もこれに該当しており、現状の理事の業務分担についても、旧独法通則法に基づく形となっている。いずれにしても、次期中期目標では、セグメント別に整理していくこととしたいと考えている。

次に、2つのセグメントを1人の理事で担当できないかということについては、そういった議論は当然あるかと思う。ただ、できるということと、どう在るべきかということは分けて考えなければならない。独立行政法人は、国民生活に非常に重要な業務を適切かつ、効率的に実施する必要がある、これを全うできるかどうかということが議論のポイントだと思う。我々がこれまで実施してきた実務を踏まえると、分けて担当しなければ無理があるのではないかと考えているところ。実際、平成28年度では、TPPにより畜産においては牛、豚マルキンの法制化、特産では、砂糖において加糖調製品を追加するなど、現在は、野菜について収入保険制度の整備等、様々な問題が同時多発的に起こっており、これを1人で対応するというのは難しいというのが、現在の機構の考えである。

(増田委員)

総括理事というのは他の独立行政法人においても必須なのか。また、機構における役割分担や位置付けについて説明してほしい。

(宮坂理事長)

まず、総括理事について、他の独立行政法人において必須かというところではない。

次に、当初、総括理事を置いた経緯については、給与水準に係るラスパイレス指数が関係しており、現在では、102.2まで下がっている同指数だが、平成15年に野菜供給安定基金と統合した際は、非常に高い数値であった。この状況を改善するに当たって、組織全体を見つつ融和を図りながら給与の削減を行う必要があったため、野菜担当理事の他に総括理事を置く必要があったということである。

では、今後どうするかということであるが、来年度から本格的にセグメント毎の整理が必要となることから、そのセグメントをどのように区切り、業務の仕方としてどのような理事配置が必要かというのは、今後、農林水産省と良く相談しながら決めていく話だと思われる。現時点で求められているのは、理事の数であり、これについて機構は6人が必要であるという結論に至ったということである。

## ○第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(加藤委員)

セグメントの話聞いて感じたことだが、機構は様々な品目を取り扱っているが、その中でも特に畜産分野については、農林水産省も含めて専門用語を作りやすい。例えば、今回の説明の中でも度々出てきたマルキンという用語についても、一般消費者の方で理解できる人は極めて少ないと思う。セグメントと理事の関係も重要だが、機構が今後、消費者を意識した情報発信を行うのであれば、野菜と同じように消費者にとって身近に感じることができるようするには何ができるかを考えていかなければならないと思う。

(宮坂理事長)

先ほど来ご説明しているとおり、当機構はいろいろな業務、組織が統合してきた経緯があり、それぞれの組織風土、文化が違う組織が1つとなって現在に至っている。現時点では、平成15年が最後の統合であるが、当該統合後の入構者が15年経過したため大分増えてきており、今後新たな統合がなければその状況はますます進んでいく。新たな組織風土を作るという意味では、統合後の入構者について、畜産や野菜といった各分野に固着するのではなく、色々な分野のキャリアを高いレベルで平準化するとともに、一方で専門性も求められることから、その兼ね合いも考慮し、今後、人事異動や採用等に取り組んでいく必要があると考えている。

(廣岡委員)

消費者の立場で見ると、実際に消費者自身が栽培することが容易である野菜と比較すると、確かに畜産、畜産業は遠い存在である。機構の業務は農畜産業を振興することだと理解しているが、同時に畜産業をどのようにして一般の消費者にとって近いものにするのかといったことについても検討が必要なのではないか。ある意味消費者に知ってもらうことが振興につながるということなので、戦略的に実施してほしい。

(加藤委員)

機構の畜産と野菜の情報誌は、非常にクオリティーが高いと感じているところ。今後は、特産(砂糖・でん粉)分野において、国内の産地を取り巻く状況や、世界及び国内の需給、国民消費生活における同産物の役割等に係る情報の強化をぜひ検討いただきたい。

(藤島委員)

消費者の方に理解してもらうことは非常に重要なことだと思う。例えば、機構とは直接関係はないが、野菜の卸売市場は和食を支えているといっても良いほど国民消費生活にとって重要な役割を果たしているが、多くの消費者は卸売市場があるから中間マージンが発生し、野菜が高くなっていると考えている。これは、卸売市場が果たしている役割を消費者へ分りやすくPRしていないことが原因と思われる。先ほど説明のあったセグメントについても、畜産と野菜は全く異なるものであり、それを一つにするというのは無理があるだろうと私も思う。しかし、そういったことを消費者に理解してもらうた

めにはどうすれば良いのかということについて、非常に難しい問題であるが考える必要があるのではないか。そういった意味で、今日の様々な意見は、今後の機構の在り方を考えていく上で非常に重要なものであったと思う。

(増田委員)

私はメディアの側において、どちらかと言えば専門誌に近いところにいるが、マスメディアの記者が、畜産や砂糖等について取材してその内容を一般紙に掲載する等ということはよほどのことであり、実際にはあまりないだろう。こういった現状であるため、いかに専門性を持ちながら、なおかつ一般の方に分かりやすく伝えるかということは、我々メディアにおける課題でもあると認識しており、機構の業務等について消費者へいかに分かりやすく伝えるかということについても、メディアと連携していくことが必要でないかと考える。

現在、徐々にではあるが、若い方たちの中で酪農や畜産に対する関心が高まっている。関連するテレビや映画等も増えており、こうしたものを上手く利用した情報発信も有効ではないかと思う。特に若い方が関心を持ってもらえるような内容であれば、その他の一般の消費者の関心も得やすいと思われるので、そういった従来型の情報発信にとらわれない取り組みをやっていく必要があるのではないか。

○第3 予算、収支計画及び資金計画 ～ 第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

特に意見なし。

[議題(4) その他]

特に意見なし。

9. 閉会